

大阪府と株式会社りそな銀行との包括連携に関する協定書

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

平成27年 7月13日

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

甲：大阪府

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- 1 府政のPRに関すること
 - 2 中小企業振興と雇用促進に関すること
 - 3 人材育成に関すること
 - 4 地域活性化に関すること
 - 5 防災・防犯に関すること
 - 6 健康・福祉に関すること
 - 7 環境に関すること
 - 8 その他協定の目的に沿うこと
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（ 自 署 ）

代表者 大阪府知事

乙：大阪府大阪府中央区備後町二丁目2番1号

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（ 自 署 ）

株式会社りそな銀行
代表取締役社長

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙が本協定の継続に合意した場合は、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。